

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

四

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県規則第十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所の部一の項第六号中「第八条」を「第八条第一項又は第二項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「開設届」の下に「又はオンライン診療受診施設の設置届」を加え、同項第七号中「又は助産所」を「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同項第八号中「若しくは助産所の廃止届」を「助産所若しくはオンライン診療受診施設の廃止届」に改め、「開設者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同項第十五号中「又は」を「若しくは」に改め、「開設者」の下に「又はオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同項第十六号中「又は助産所」を「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同項第十七号中「若しくは助産所」を「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同項第十八号中「若しくは助産所の診療録」を「助産所若しくはオンライン診療受診施設の診療録」に改め、「開設者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、同項第二十一号中「又は助産所の開設の許可の取消し等をする」を「若しくは助産所の開設等の許可を取り消し、又はその開設者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し閉鎖を命ずる」に改め、同表子ども相談センター所長の部一の項第四十一号中「第三十二条第一項」を「第三十

一条第一項」に改め、同項第四十二号中「第三十三条」を「第三十二条」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二二十九の項中「規則」を「府令」に改め、同項部長専決事項の欄第四号中「第二十八条第三項の」の下に「規定による」を加え、同欄第五号中「第三十条第四項の」の下に「規定による」を加え、同欄第六号中「おいて」の下に「読み替えて」を、「第三項本文の」の下に「規定による」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「第二項の」の下に「規定による」を加え、「規則」を「府令」に改め、同表四十一の項部長専決事項の欄第六号中「第四十条の三第三号」を「第四十条の四第三号」に改め、同項を同表四十二の項とし、同表中四十の項を四十一の項とし、三十一の項から三十九の項までを一項ずつ繰り下げ、三十の項の次に次のように加える。

三十一 公益信託
に関する法律
(令和六年法律

1 法第十二条第
一項本文の公益
信託に係る信託

1 知事決裁事項
である法第六条
の認可、法第三

第三十号。以下この項中「法」といふ。）及び公益信託に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第六十二号。以下この項中「府令」といふ。）の施行事務

2 法第二十二條 第一項に規定する公益信託の併合等の認可
3 法第二十九條 第一項の勧告
4 法第二十九條 第三項の規定による命令
5 法第三十八條 において読み替えて準用する法第三十四條第一項本文及び第三項本文の規定による諮問
6 法附則第十六條 において準用する法附則第十三條第一項本文及び第三項本文の規定による諮問

十條第一項及び第二項の規定による公益信託認可の取消し、法附則第四條第一項の認可並びに部長専決事項を除く法及び府令の施行に関する事務

別表第三医療整備課の表五の項部長専決事項の欄第十八号中「第三十条の十一」を「第三十条の十一第一項」に改め、同欄中第四十号を第四十一号とし、第十九号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次のように加える。

19 法第三十条の十一第二項の規定による厚生労働大臣への通知

別表第三保健医療課の表中十一の項を十二の項とし、十の項を十一の項とし、九の項の次に次のように加える。

十 高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号。以下この項中「法」といふ。）の施行

1 法第十九條 第一項の規定による高次脳機能障害者支援センターの指定
2 法第二十二條

1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務

| | | | |
|----|--|---|--|
| 事務 | | <p>の規定による改善命令 3 法第二十三条の規定による指定の取消し</p> | |
|----|--|---|--|

別表第三里川・水産振興課の表六の項中「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第十三条第二項の規定により都道府県が処理する事務に関する政令」を「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律施行令」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「第七条第一項及び第二項」を「第十条第一項から第三項まで」に改め、同欄第二号中「第七条第三項」を「第十条第四項」に改める。

別表第三林政課の表中七の項を八の項とし、四の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|----------------------------|--|
| <p>四 森林経営管理 法（平成三十年法律第二十五号、法律第二十五号、以下この項中「法」という。）の施行事務</p> | <p>1 法第四十八条第二項の規定による判断</p> | <p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務（林政課の所管する事務に限る。）</p> |
|---|----------------------------|--|

別表第三森林活用推進課の表一の項中「平成三十年法律第三十五号。」を削り、同項部長専決事項の欄第七号中「第四十八条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄第六号中「第四十八条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同号を同欄第十号とし、同欄第五号の次に次の四号を加える。

- 6 法第四十三条第一項の規定による集約化構想の作成
- 7 法第四十三条第六項の規定による集約化構想の変更
- 8 法第四十三条第八項の規定による公告及び縦覧
- 9 法第四十三条第九項の規定による公告

別表第三森林活用推進課の表一の項課長専決事項の欄第一号中「事務」の下に「（森林活用推進課の所管する事務に限る。）」を加える。

別表第三森林経営課の表六の項部長専決事項の欄第一号を削り、同欄第二号中「第三十六条第二項」の下に「及び第四十四条第二項」を加え、同号を同欄第一号とし、同項課長専決事項の欄第一号中「事務」の下に「（森林経営課の所管する事務に限る。）」を加える。

加える。

別表第三建築指導課の表十の項部長専決事項の欄中第十号を第十二号とし、同欄第九号中「第五条の十二第四項」を「第五条の二十二第四項」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄第八号中「第五条の十二第一項」を「第五条の二十二第一項」に改め、同号を同欄第十号とし、同欄第七号中「第五条の十第二項」を「第五条の二十第二項」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄第六号中「第五条の十第一項」を「第五条の二十第一項」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄第五号中「第五条の九」を「第五条の十九」に改め、同号を同欄第七号とし、同欄第四号の次に次の二号を加える。

- 5 法第五条の八第二項の規定による改善命令
 - 6 法第五条の八第三項の規定による登録の取消し
- 別表第三建築指導課の表十一の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（）」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年省令第百十六号）」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年省令第百十六号）」に改め、同項部長専決事項の欄第一号中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同欄第二号中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同欄第八号を削り、同欄第七号中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄中第六号を第七号とし、同欄第五号中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第四号中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第三号中「マンション建替組合」を「マンション再生組合」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第二号の次に次の一号を加える。
- 3 法第九十七条第二項の規定によるマンション再生組合又は個人施行者に対する事業の施行の促進に必要な措置の命令

- 9 法第百四条第一項の除却等計画の認定
 - 10 法第百六条第一項の除却等計画の変更の認定
- 別表第三建築指導課の表十一の項部長専決事項の欄中第十七号を第二十八号とし、第十六号を第二十七号とし、第十五号を第二十六号とし、第十四号を第二十四号とし、同

号の次に次の一号を加える。

25 法第二百二十三条第二項の規定による敷地分割組合に対する事業の促進に必要な措置の命令

別表第三建築指導課の表十一の項部長専決事項の欄第十三号中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同号を同欄第十五号とし、同号の次に次の八号を加える。

16 法第六十三條の六第一項のマンション除却組合の設立の認可

17 法第六十三條の五十二第二項の規定によるマンション除却組合に対する事業の促進に必要な措置の命令

18 法第六十三條の五十三第三項の規定によるマンション除却組合に対する違反是正の措置の命令

19 法第六十三條の五十三第四項の規定によるマンション除却組合の設立の認可の取消し

20 法第六十三條の五十三第七項の規定によるマンション除却組合の議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し

21 法第六十三條の五十六第一項のマンションの要除却等認定

22 法第六十三條の五十八第二項の要除却等認定マンションの区分所有者に対する指示

23 法第六十三條の五十九第一項の規定によるマンションの容積率等制限の特例の許可

別表第三建築指導課の表十一の項部長専決事項の欄第十二号中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄第十一号中「マンション敷地売却組合」を「マンション等売却組合」に改め、同号を同欄第十三号とし、同号の前に次の二号を加える。

11 法第六十三條第一項のマンション等売却組合の設立の認可

12 法第六十條第二項の規定によるマンション等売却組合に対する事業の促進に必要な措置の命令

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第三建築指導課の表十の項の改正規定は、令和八年三月二十四日から施行する。

岐阜県訓令甲第二号

庁中一般

各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月二十四日

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項所長決裁事項の欄第十一号中「又は」を「若しくは」に改め、「開設者」の下に「又はオンライン診療受診施設設置者」を加え、同欄第十二号中「又は助産所」を「助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同欄第十三号中「若しくは助産所」を「助産所若しくはオンライン診療受診施設」に改め、同欄第十四号中「若しくは助産所の診療録等」を「助産所若しくはオンライン診療受診施設の診療録等」に改め、「開設者」の下に「若しくはオンライン診療受診施設設置者」を加え、同欄第十七号中「開設許可の取消し等」を「開設等の許可の取消し又はその開設者若しくはオンライン診療受診施設設置者に対する閉鎖命令」に改め、同項課長専決事項の欄第一号中「第八条」を「第八条第一項又は第二項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「開設届」の下に「又はオンライン診療受診施設設置届」を加え、同欄第三号中「若しくは助産所」を「助産所又はオンライン診療受診施設」に改める。

別表第二子ども相談センターの表一の項所長決裁事項の欄第六十号中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項課長専決事項の欄第三号中「第三十二条」を「第三十一条」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。